

平成30年第3回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 舘 田 瑠美子

副委員長 軽 米 智雅子

1 開催日 平成30年9月11日（火曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第141号 南黒地方福祉事務組合の解散について

議案第142号 南黒地方福祉事務組合の解散に伴う財産処分について

○出席委員

委員長	館田 瑠美子	委員	葛西 育弘
副委員長	軽米 智雅子	委員	斎藤 憲雄
委員	竹山 美虎	委員	小倉 尚裕
委員	橋本 尚美	委員	小田桐 金三
委員	中村 美津緒		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	八戸 認	環境部参事	若佐谷 昭人
福祉部長	館山 新	福祉部次長	荒内 隆浩
保健部長	浦田 浩美	福祉部参事	高野 光広
市民病院事務局長	木村 文人	保健部青森市保健所副所長	山口 朋子
市民病院事務局理事	岸田 耕司	保健部参事	加福 拓志
浪岡事務所副所長	相馬 紳一郎	市民病院事務局総務課長	船橋 正明
環境部次長	柿崎 哲男	関係課長等	
環境部参事	竹内 芳		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	花田 昌	議事調査課主査	山内 克昌
---------	------	---------	-------

○館田瑠美子委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、付託された議案第 141 号及び議案第 142 号の説明のため、相馬浪岡事務所副所長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 2 件について、ただいまから審査いたします。

それでは、議案第 141 号「南黒地方福祉事務組合の解散について」及び議案第 142 号「南黒地方福祉事務組合の解散に伴う財産処分について」の計 2 件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決については、各議案ごとに 1 件ずつ行います。

両案に対する説明を当局から求めます。相馬浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、初めに、議案第 141 号「南黒地方福祉事務組合の解散について」御説明申し上げます。

資料①をごらんください。

まず、1 の組合の概要であります。同組合につきましては、南黒地区の障害のある方に必要な入所や通所の施設サービスを提供するため、昭和 44 年に設立した一部事務組合であり、現在の組織団体は黒石市、平川市、青森市、藤崎町、大鰐町、田舎館村の 3 市 2 町 1 村となっております。

また、組合議員につきましては、青森市を除く各組織団体の長及び青森市浪岡区長をもって充てておりますが、市長が管理者または副管理者に選任されている黒石市及び平川市については、副市長が組合議員となっております。

次に、2 の組合が管理運営している施設であります。1 つが、黒石市にあります福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設であるもみじ学園、もう 1 つが、平川市にあります障害者支援施設である青葉寮の 2 施設となっております。また、それぞれの施設の利用者数であります。平成 30 年 3 月 31 日現在で、もみじ学園につきましては 21 名、青葉寮につきましては 51 名となっております。このうち、もみじ学園につきましては、本市の障害児 2 名及び障害者 3 名の計 5 名が、また、青葉寮につきましては、本市の障害者 3 名の方が利用されております。

次のページになりますが、施設の管理運営のための主な財源につきましては、構成市町村が負担する市町村分担金、障害者総合支援法による介護給付費や利用者負担などの負担金及び児童福祉法による措置費などの県負担金で賄っております。また、このうち、市町村分担金の額につきましては、長期償還金分が均等割 100 分の 30 及び人口割 100 分の 70 の割合で、運営経費分が均等割 100 分の 30、人口割 100 分の 40 及び利用者割 100 分の 30 の割合により算出しており、平成 30 年度の本市負担金額は 870 万 5000 円となって

おります。

次に、3の組合解散の経緯について御説明いたします。

組合が設立された当時は南黒地区に社会福祉施設を経営する民間事業者がなかったことから、障害者福祉サービスの提供は専ら公的部門が担わなければなりませんでした。現在、社会福祉施設は民間事業者による経営が一般的となり、青森県内にあった公立施設のほとんどが民間施設に移行しております。

また、組合を構成する市町村におきましては、例外なく行革に取り組んでおり、行財政面でのコストの削減、行政が担うべき役割を精査の上、民間にできることは民間にという基本的な考え方のもと、行政のスリム化と行政ニーズへの対応を図っているところであります。

加えまして、今後予想される青葉寮の全面改築費用などについては、公立施設のままで国の補助は受けられませんが、民間施設では社会福祉施設等施設整備費補助金の助成が見込まれます。

さらに、障害者ニーズに合わせた福祉サービスが多様化する中で、民間事業者の経営方針や効率的な運営により、民間の持つさまざまなノウハウが生かされることが期待されます。

このようなことから、組合内で検討を重ねた結果、平成27年8月の組合議員による全員協議会において民間移譲の方針が了承されたところであります。なお、この方針につきましては、平成28年3月8日開催の本市民生環境常任委員会において御報告いたしております。

その後、組合におきましては、同方針に基づき、平成29年2月に組合施設の民間移譲実施計画を策定し、施設の移譲時期を平成31年4月1日として移譲先の公募を実施したところであります。平成29年12月21日に移譲先の法人を社会福祉法人七峰会に決定したことから、平成31年3月31日をもって組合を解散することとしたものであります。

最後に、4の提案理由について御説明いたします。

組合では、組合施設の民間移譲に伴いまして組合の共同処理する事務がなくなりやすくなることから同組合を解散するものであります。資料3ページに記載のとおり、地方自治法第288条におきましては、一部事務組合を解散しようとするときは構成団体の協議により、「総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない」と規定されております。また、同法第290条におきまして、当該協議については「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と規定されておりますことから、組合の解散についての議案を提案するものであります。

なお、議案の本文につきましては、資料の末尾に添付いたしております。

次に、議案第142号「南黒地方福祉事務組合の解散に伴う財産処分について

て」御説明申し上げます。

資料②をごらん願います。

まず、1の黒石市に帰属させる財産であります。組合の備品である事務局のパソコン3台につきましては、組合解散後は黒石市が財産の精算事務を行うため、黒石市に引き継ぐことといたしております。

次に、2の組合の精算事務により生じた剰余金または不足金であります。組合の解散時における剰余金、未収入金及び未支出金の精算事務により生じた剰余金または不足金につきましては、その金額の100分の30については組合を構成する6団体に均等に配分または負担させること、残り100分の70については構成6団体に人口割合により配分または負担させることといたしております。また、人口割合につきましては、直近の国勢調査の結果による人口を基礎といたしますが、青森市の場合は浪岡区域の人口によりその割合を算出することといたしております。なお、組合事務局によりますと、組合の解散に伴いまして不足金は発生しない見込みであるとのことであります。

次に、3の事務の承継であります。先ほども申し上げましたが、組合解散後は黒石市が財産の精算事務を承継することといたしております。

最後に、4の提案理由について御説明いたします。

地方自治法第289条におきまして、一部事務組合を解散する場合において「財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める」と規定されております。また、同法第290条におきまして、当該協議につきましては「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と規定されておりますことから、組合の財産処分について組合構成団体と協議するため、本議案を提案するものであります。

なお、議案の本文につきまして、資料の末尾に添付しております。

以上、議案第141号及び議案第142号について御説明申し上げましたが、委員の皆様には慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。説明は以上です。

○館田瑠美子委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館田瑠美子委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第141号について採決いたします。

議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 141 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 142 号について採決いたします。

議案第 142 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館田瑠美子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 142 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)